#### ☆こちらもご利用ください☆

#### ◆女性のための総合相談

(静岡市葵区東草深町 3-18) ☎054-248-1234

	内容	開設曜日	開設時間	相談方法
電話相談 予約不要	家の日女不相をにをく仕産婦とない。とは、おいいでは、かいのまでは、がいのまでは、がいのまでは、がいのまでは、がいのまでは、がいのまでは、がいのまでは、がいのまでは、がいのまでは、がいのまでは、というでは、	火曜日 水曜日 金曜日	9:00 ~13:00 14:00 ~17:00	電 電 電 話と、必 で を た じ 談 形 に 接 利 け じ 談 が に き た で た だ た だ た だ た だ た た た た た た た た た た
		木曜日	9:00 ~11:00 14:00 ~17:00	
		土曜日	9:00 ~13:00	
法律制談	女性を取りと 女性をははない。 女性をはない。 をはいるでは、 はないでは、 をはいるでは、 をはいるでは、 をはいるでは、 をはいるでは、 をはいるでは、 もいるでは、 もいるでは、 もいるでは、 もいるでは、 もいるでは、 もいるでは、 もいるでは、 もいるでも、 もいるでも、 もいも、 もいも、 もいも、 もいも、 もっとも、 もっとも、 もっとも、 もっとも、 もっとも、 もっとも、 もっとも、 もっとも、 もっとも、 もっとも、 もっとも、 もっとも、 もっとも、 もっとも、 もっとも、 もっとも、 もっとも、 もっとも、 も。 も。 も。 も。 も。 も。 も。 も。 も。 も。 も。 も。 も。	第1 土曜日	14:00 ~17:00	面談 ※事前予 約が必要 です。
予約制		第3 木曜日		

※祝日を除く

#### ◆メンズほっとライン静岡(男性相談)

**2**054-274-0105

	内容	開設曜日	開設時間	相談方法
電話相談 予約不要	男性の抱付しない を が受います。 くはいる を がでして、 を はいる。 くはいる。 くはいる。 くはいる。 くはいる。 くはいる。 くはいる。 くは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	第 2・4 火曜日 (祝日を 除く)	19:00 ~21:00	電話

### ◆にじいろ電話相談 (LGBTQ 相談)

**2**054-248-2216

	内容	開設曜日	開設時間	相談方法
電話相談 予約不要	自分では、というでは、というでは、というでは、いるでは、いるでは、いいの	第2 土曜日	14:00 ~17:00	電話

男女共同参画に関するお問合せは

〒420-8602 静岡市葵区追手町 5-1 男女共同参画・人権政策課 ☎054-221-1349

# 男女共同参画に関する 苦情・相談ごとは ありませんか?

この制度は「静岡市男女共同参画推進条例第23条」に基づくものです。



静岡市

## くこんな時はご相談ください>

- 1. 静岡市が行う施策のなかで、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められるものがあるとき。
  - ◆ご相談の流れ
- (1) まずは、男女共同参画・人権政策課へご相談 ください。(**含**054-221-1349) 制度についてご案内させていただきます。
- (2)「申出書」をご提出いただきます。 申出書は、男女共同参画・人権政策課あて 郵送またはご持参ください。

(様式:

https://www.city.shizuoka.lg.jp/000\_002135.html)

(3) 申出書に基づき、関係する部署などと協議 し、必要により、「静岡市男女共同参画審議 会」に意見を聴き、必要があると認められる ときは改善等を行います。



- 2. 性別による差別で、人権が侵害されたとき。
- (例)「女だからだめ」「男だからだめ」等の理由で、機会を与えられなかった。

例のような、性別にかかる人権侵害に ついての相談を受け付けます。 ただし、市内で 1 年以内に発生した事 案が対象となります。

- ◆ご相談の流れ
- (1) まずは、男女共同参画・人権政策課へご相談 ください。(☎054-221-1349) 制度についてご案内させていただきます。 内容により、他の機関をご案内すること もあります。
- (2)「申出書」をご提出いただきます。 申出書は、男女共同参画・人権政策課あて 郵送またはご持参ください。

(様式:

https://www.city.shizuoka.lg.jp/000\_002135.html)

(3) 申出書に基づき、関係者の協力を得て調査を行います。

その結果について、必要に応じ、「静岡市男女共同参画専門相談委員」(弁護士等3名)に意見を聴き、調査の結果、必要があると認められるときは、関係者に要請や助言を行います。

また、国・県等関係機関と協力して解 決に努めます。

#### (以下の点にご注意ください)

- ★次の申し出は、対応することができません。
- (1) 判決、裁決等により確定した事項
- (2) 裁判所において係争中の事案及び不服申立ての審理中の事案に関する事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第17条の紛争の解決の援助の対象となる事項
- (4)議会に請願又は陳情を行っている事案に 関する事項

(よくあるご質問)

- Q. 匿名でも申し出できますか?
- A. お問合せは匿名でできますが、申出書に記入する段階で、申出をする人の住所、氏名、連絡先等が必要になります。相談の内容・氏名などプライバシーは守ります。
- Q. 誰でも申し出ができますか?
- A. 市内に住んでいるか、市内に通勤、通学 している方が申し出できます。
- Q. 具体的な申し出方法は?
- A. 申出書に、住所、氏名、連絡先、申し出 の趣旨・内容などをご記入のうえ、郵送ま たは、直接提出してください。

申出書は、男女共同参画・人権政策課で配布しているほか、静岡市ホームページから入手できます。

(様式:

https://www.city.shizuoka.lg.ip/000\_002135.html)